

# 「スポーツ立国」ニッポンを目指して

～国家戦略としてのスポーツ～

平成20年6月10日

自由民主党 政務調査会  
スポーツ立国調査会

## 「スポーツ立国」ニッポンを目指して ～国家戦略としてのスポーツ～

センターポールに日の丸を掲げるため、トップアスリートたちは長く厳しいトレーニングに耐え、それが達成された瞬間、全身から喜びを発信し、全国民は若き勝者の活躍に感動し、心からの賞賛と、これからの日本に希望を見いだす。オリンピックやパラリンピックでの勝利は、選手の力とそれを支え、応援する多くの人々の情熱が一つになった時に初めて可能となるものであり、今や、これほど日本国民であることを強く自覚し、誇りに感じるができる機会にはない。また、日本人選手の活躍は、国際社会における我が国のプレゼンスを高める上でも大きな役割を果たすことが期待されるものでもある。

世界中の視線が北京に集中するこの8月、我が国の代表団はいかなる成績を上げることができるのだろうか。自国の選手が国際競技大会で優れた成績を上げるために世界のスポーツ先進国が国を挙げたトップスポーツの育成・強化を進める中、我が国では国際競技力向上に本当に力を入れてきたのだろうか。残念ながら、選手や指導者といった個人、また一競技団体・一企業の努力や創意工夫に依存し、共通の理念と戦略に基づいた国としての取組はなかった。熾烈な国際競争の時代になった今、その場しのぎで個人任せの取組では、強い国づくりに大きく貢献する国際競技大会での成果は到底獲得できない。このままでは、21世紀における豊かで活力ある社会に不可欠なスポーツ振興は右肩下がりを続けることになってしまう。

子どもの体力も依然として低下傾向にあり、危機的な状況にある。さらには、子どもたちの問題行動の多発や社会に衝撃を与える重大事件も続いている。このような時こそ、スポーツを通じて、体力を向上させるだけでなく、克己心、連帯感や協調性、そしてルールを学ぶことを通じて規範意識やフェアプレイの精神を育むなど、豊かな人間形成を図ることが求められている。また、人びとが日常的にスポーツに親しむことのできる社会の実現は、社会全体の活力の維持のためにも強く求められている。

さらに、スポーツを通じた国際交流が世界の平和に大きく貢献していることも忘れてはならない。スポーツは世界共通の人類の文化の一つであり、言語、民族、宗教等の違いを超え、同一のルールの下で競い合うことで相互の理解と認識を深め、国際的な友好親善にも大きな役割を果たしている。

こうした状況を踏まえ、**スポーツを国の元気を生み出す源泉と位置付け、国策として「スポーツ立国」ニッポンを実現することができるよう、緊急に必要な政策を実行していくため、我が国における国家戦略としてのスポーツの在り方を明確にし、以下の戦略を提言する。**

## I 国家戦略としてのスポーツ

スポーツの振興は、トップレベル競技者の競技力を更に引き上げることと、国全体としてスポーツの裾野や基盤を広げることの2つに大別できる。いずれも国の戦略的な取組が必要であるが、前者には国の強力なイニシアティブが必要であり、後者には多様な取組に対する協力や支援といった方策が有効である。

これまで、我が国では国策としてスポーツの振興を図るという認識が十分ではなかった。このため、スポーツ振興に対する国としての積極的・計画的な取組が十分でなく、国際競技大会の誘致に何度か苦汁を味わい、本番に弱い日本人選手の姿を目の当たりにしてきた。また、競技種目を広く見渡して、競技人口の多寡にかかわらず世界に伍する国際競技力という観点から戦略的に取り組むという視点も十分ではなかった。その結果、国際的にはオリンピックにおけるメダル獲得数が国の経済力に比して他の諸国に大きく劣り、国内的にはスポーツ予算が極めて低い水準にとどまっている。

また、オリンピックなどの国際大会は、開催される国や都市を世界にアピールするのみならず、スポーツの振興・普及と競技力の向上にも資するものである。何より国に大きな活力をもたらすイベントであり、開催国の経済的・社会的発展に大きな影響を及ぼす。さらには、スポーツを通じて国家の安全保障や国際平和にも貢献するため、今や世界がこぞって招致活動に参加しており、国を挙げた積極的な取組が不可欠なものとなっている。

さらに、近年の子どもの体力低下は深刻な段階を迎えており、体力・知力・徳力のバランスのとれた日本人を育むために国として何ら有効な対策を立てられていない状況にある。少子高齢化が今後一層進む日本社会において、スポーツは健康の増進や仲間づくり、活力ある社会の形成という観点からも大変重要である。人びとが生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフを送ることができるよう、早急な対応が不可欠である。

このため、まず競技力の向上に重点的に取り組み、スポーツの頂点を高めることによりスポーツの裾野を広げ、基盤を整備するとの視点に立ち、競技スポーツと生涯スポーツを相互に連携させ振興する必要がある。

以上の考え方に立ち、我が国における「スポーツ立国」ニッポンの早期実現に向けて、これまでの政策を大胆に洗い直し、新たに取り組むべき課題を強力に推進するため、次の3つの戦略を提案する。

**戦略1：競技力の向上に国を挙げて取り組む**

**戦略2：国際競技大会の招致に国として積極的に取り組む**

**戦略3：地域のスポーツ環境の整備を支援する**

## II 各戦略の重要施策

### 戦略1：競技力の向上に国を挙げて取り組む

#### 1. トップアスリートの競技力向上

##### ・選手強化活動への支援の充実

我が国のトップアスリートがトレーニングに専念することができるよう、選手強化活動に必要な合宿・遠征費、トレーニング機材の購入、栄養費などに充当できるスポーツ活動助成を充実させる。

##### ・マルチ・サポート・システムの強化・充実

メダル獲得が有望なトップアスリートに対し、技術面のみならず、精神面、栄養面、体力面等の総合的観点から競技力向上に取り組む「マルチ・サポート・システム」を強化・充実させる。

##### ・ナショナルコーチ制度の創設

オリンピック大会などでのメダル獲得に不可欠な優れた指導者を確保するため、コーチ活動に安心して専念できる安定した地位と処遇のナショナルコーチ制度を創設する。

##### ・在外派遣制度等の充実

選手の競技力向上や引退後のキャリア形成に資する在外派遣制度を拡充するとともに、海外の競技者・指導者の招聘や日本選手の海外遠征への支援等を充実させる。

##### ・セカンドキャリアの支援

選手の引退後の不安を解消し、安心してトレーニング活動に専念できるよう、アスリートのセカンドキャリアの形成を支援する。その際、引退後のキャリアを想定して現役時代から複線型の捉え方（ダブルキャリア）に立って準備するためのプログラムやシステムを構築するとともに、新たなキャリアづくりを目指した「学び直し」についても支援する。

##### ・トップアスリートの活用

トップアスリートが、競技生活を通して勝ち得た高い社会的評価や知名度等を活用し、スポーツ交流の分野はもとより、スポーツ以外の国際交流、教育、文化等の様々な分野において「大使（アンバサダー）」として活躍できるよう、積極的な取組を進める。

##### ・女性アスリートへの支援

女性アスリートが出産、育児等により競技生活を断念しなくてもすむよう、子育て支援などの各種支援策を充実させる。

##### ・障害者スポーツへの支援

パラリンピック選手など障害者のトップアスリートの競技力を向上させるために必要なトレーニング環境の整備等に努めるとともに、一般の障害者がスポーツに親しめる環境の整備にも努める。

##### ・プロスポーツの振興

プロスポーツの競技者の持つ高度な技術が競技力の向上に貢献するとともに、「みるスポーツ」を通じて国民のスポーツへの関心を高めるなど、国民経済にも大きく寄与していることに鑑み、プロスポーツの振興を図る。

## 2. 国立スポーツ施設の計画的な整備と機能強化

- ・ 国際競技大会が開催することができ、我が国のスポーツ競技者の「聖地」となるスポーツ施設を国が責任を持って計画的に整備する。
- ・ 当面は、ナショナルトレーニングセンターの更なる整備及び国立スポーツ科学センターの機能強化のほか、国立霞ヶ丘競技場など老朽化した既存施設の速やかな改修・改築、さらには、国際競技大会が開催できる種目別競技場の整備などについても検討する。

## 3. 国際的に信頼されるドーピング防止活動の促進

ドーピング検査件数を国際水準に引き上げるためJADAへの支援を充実するとともに、中立な第三者機関による競技会検査や競技会外検査を促進する。また、アジアのドーピング防止活動のリーダーとしてアジア地域の国々に対する技術指導や普及啓発のための研修を進める。

## 4. スポーツ顕彰制度等の検討

国がスポーツ分野において特に功績顕著な選手を適切に評価し顕彰するため、文化功労者や文化勲章の制度の在り方などについて検討するとともに、日本芸術院のようなスポーツ分野において功績顕著な選手の栄誉を称える仕組みについて研究・検討を進める。

### 戦略2：国際競技大会の招致に国として積極的に取り組む

#### 1. 国際競技大会の開催に対する支援

国際競技大会の招致を成功に導くため、国による財政面での保証など大会開催への支援を充実させる。

#### 2. スポーツ外交の強化

国際競技大会の招致決定に向けて、国を挙げてのプレゼンテーション、国際競技団体との良好な関係の構築、ODAなどの経済支援を活用した日常のロビー活動、スポーツ関係の国際会議等の開催など、スポーツ外交を積極的に展開する。また、スポーツ指導者の派遣など、スポーツを通じた顔の見える人的支援を充実させる。

#### 3. オリンピズムの促進

オリンピック競技大会の開催など、スポーツを通じて人間性を高め、国際親善を増進するオリンピズムの考え方を学校教育等の場を通じて普及する。

### 戦略3：地域のスポーツ環境の整備を支援する

#### 1. 学校におけるスポーツ環境の充実

##### ・ 全国体力・運動能力等調査の実施・活用

全国的な子どもの体力や運動習慣等の状況を継続的に把握・分析し、その結果を踏まえ、学校や地域における体力向上の取組を充実させる。

##### ・ 体育専科教員等の計画的な配置の促進

指導内容が高度化する小学校高学年において体育科の指導方針が設計できる専科教員の小学校での配置を進める。また、生徒の個性が多様化する中学校・高等学校において主要競技種目に対応できるよう、専門の体育教員の採用・研修・配置を通じて適切に配慮する。また、少子化に伴い小規模化して

いる学校ではチームスポーツの指導が困難になっていることから、複数校による合同運動部活動等を促進するとともに、こうした合同チームの競技大会への参加を柔軟に認めるよう促す。さらに、体育の授業や運動部活動に優れた指導者を確保するため、外部のスポーツ人材の活用についても積極的に推進する。

- ・ **優れたスポーツ拠点プログラム（仮称）への支援**

我が国の競技力向上を図るため、高校や大学が展開する優れたスポーツ拠点プログラム（仮称）に対する支援を行う。

- ・ **武道の必修化に伴う条件整備の充実**

学習指導要領の改訂により中学校保健体育において武道が必修化されることに伴い、その全面実施に向けて緊急に指導者確保の取組や武道場、用具等の整備を充実させる。

## 2. 地域におけるスポーツ環境の充実

- ・ **総合型地域スポーツクラブ等の育成や活動拠点の整備**

多様なスポーツ活動やレクリエーション活動等の場となる住民主体の総合型地域スポーツクラブを全ての市区町村に設置するとともに、広域スポーツセンターを全ての都道府県に設置するよう取り組む。また、その活動の場となるスポーツ施設の整備や、クラブの運営及び交流の拠点となるクラブハウスの整備を、民間活力も活用しつつ促進する。さらに、学校や企業の既存の施設の開放・活用を促す。その際、企業のスポーツ施設の保有負担を軽減できるよう税制上の配慮について検討する。

- ・ **体育指導委員の積極的活用**

全国5万人余の体育指導委員を積極的に活用し、地域住民のニーズを踏まえた地域における生涯スポーツの振興を図る。

- ・ **地域のスポーツ施設における有資格指導者の配置**

有資格者や体育系大学の卒業者等、質の高いスポーツ指導者を養成する取組を推進するとともに、こうしたスポーツ指導者を、民間のスポーツ施設を含め、地域のスポーツ施設に配置する取組を推進する。

- ・ **運動グラウンドの芝生化の整備推進**

総合型地域スポーツクラブを設置する全ての市区町村に、少なくとも一カ所は芝生化された運動グラウンドを整備する。特に、子どもたちが楽しく安全にスポーツに親しめる環境を創り出すため、校庭の芝生化を促進する。

## 3. 優れた才能を持つ人材を育成する取組の促進

優れた才能を持つ小中学生のスポーツ人材を発掘し、ナショナルトレーニングセンターを活用した長期合宿等により、ジュニア時代から一貫したプログラムの下で育成する取組を促進する。

## 4. 民間のスポーツ活動への支援

- ・ **企業スポーツの振興**

国内のトップレベルリーグの運営などの支援方策を充実させる。

- ・ **スポーツ産業の推進**

トップアスリートの競技力向上や活発なスポーツ活動にもつなげるスポーツ産業の発展を支援するため、スポーツ用品の開発・普及やスポーツマーケティング

イングなどの環境の整備に努める。

## 5. 国民体育大会の改革と支援の充実

国内最大・最高の総合スポーツ大会である国民体育大会が、我が国の競技力の向上の一翼を担うとともに、地域スポーツの振興と「見る」「支える」といった新しいスポーツ文化の醸成に寄与するよう、国家的事業としての位置付けをより一層明確にし、国体改革の進展に合わせて国の支援を充実する。

# Ⅲ スポーツ予算の拡充と推進体制の充実強化

Ⅱの戦略及び各戦略の重要施策を実現するに当たっては、新たなスポーツ振興の理念と責任体制等を明らかにした上で、国民総意の下に取り組む必要がある。また、スポーツ予算を拡充させるとともに、推進体制を整備強化することが不可欠な基礎である。このため、スポーツ振興の基盤となる次の取組を推進する。

## 1. スポーツ立国宣言

国策として党派を超えてスポーツ振興を推進していくため、国権の最高機関である国会において、「スポーツ立国宣言」を決議する。

## 2. 「新スポーツ法」の制定

現行のスポーツ振興法は、昭和36年に制定されてから50年近くの年月が経ち、社会状況、国民のスポーツに対するニーズ、世界の国際競技力の状況などが大きく変わってきており、必ずしも現状に即した規定となっていない。また、スポーツ振興に関する国の責務を定める規定もない。このため、現行のスポーツ振興法を抜本的に見直し、「新スポーツ法」を制定する。

## 3. スポーツ省（庁）の設置とスポーツ振興組織の整備

国家戦略としてのスポーツ振興政策を展開するため、スポーツ関連行政を一元的に推進できる体制を整備する。このため、今後、「スポーツ省（庁）」の設置に取り組むとともに、スポーツ振興体制の整備と関係組織の拡充・強化を図る。

## 4. スポーツ予算の拡充

スポーツと文化は社会の発展を支える大きな基盤であり、その充実・強化は喫緊の課題である。我が国の文化予算は約1,000億円であり、国際的な水準からみて未だ十分とはいえないが、スポーツ予算はその5分の1にも満たない。また、芸術文化振興基金は約650億円の規模であるにもかかわらず、スポーツ振興基金はその2分の1にも満たないなど、スポーツに対する投資は十分とはいえない。

国策としてスポーツを振興する第一の条件はスポーツ予算の拡充である。真のスポーツ立国を実現するためにも、スポーツ予算が文化予算と同水準の規模になることを目指し、スポーツへの投資を拡充させる。また、スポーツ振興に関わる既存の税制の見直しや新たな税制上の優遇措置などについても、幅広い観点から検討する。

さらに、スポーツを楽しみながら多くの人々の力でスポーツの未来を支えるため導入されたスポーツ振興くじ事業が、現在、回復基調にある。このスポーツ振興くじ事業やスポーツ振興基金を活用するなど、多様な財源を確保しつつ、スポーツ助成の充実に努める。

## スポーツ立国調査会・役員

会 長	麻生 太郎			
会長代理	小坂 憲次	鈴木 恒夫		
最高顧問	森 喜朗			
顧 問	愛知 和男 大島 理森 斉藤斗志二 船田 元 中曾根弘文	石原 伸晃 川崎 二郎 笹川 堯 保利 耕輔	臼井日出夫 河村 建夫 島村 宜伸 森山 眞弓	衛藤征士郎 小杉 隆 中山 成彬
副 会 長	逢沢 一郎 小島 敏男 原田 義昭 橋本 聖子	今井 宏 塩谷 立 松野 博一 吉村剛太郎	今津 寛 萩生田光一	小野 晋也 馳 浩
事務局長	遠藤 利明			
事務局次長	松本 純			
幹 事	小淵 優子 橋本 岳 有村 治子	亀岡 偉民 神取 忍	北川 知克 水落 敏栄	木原 誠二

(平成20年3月13日)

## 審議経過

- 第1回（平成19年10月30日（火））
  - ・ 今後の進め方について
  - ・ 「スポーツ振興に関する懇談会」報告書等について
- 第2回（平成19年11月13日（火））
  - ・ （財）日本オリンピック委員会からのヒアリング  
竹田恆和（（財）日本オリンピック委員会会長）
- 第3回（平成19年11月27日（火））
  - ・ （財）日本体育協会からのヒアリング  
森 喜朗（（財）日本体育協会会長）
  - ・ 我が国のスポーツ振興に関する緊急決議（案）について
- 第4回（平成19年12月11日（火））
  - ・ トップアスリートからのヒアリング  
谷 亮子（女子柔道、シドニー・アテネ五輪金メダリスト）  
室伏広治（男子ハンマー投げ、アテネ五輪金メダリスト）
- 第5回（平成20年1月29日（火））
  - ・ 国策としてのスポーツ振興についてのヒアリング  
二宮清純（評論家・スポーツジャーナリスト）  
杉山 茂（スポーツプロデューサー）
- 第6回（平成20年2月12日（火））
  - ・ 学校体育関係者からのヒアリング  
高橋健夫（日本体育大学大学院教授、筑波大学名誉教授）
  - ・ 地域スポーツ関係者からのヒアリング  
中平稔人（福岡県立スポーツ科学情報センタースポーツ振興課長）
- 第7回（平成20年2月27日（火））
  - ・ トップアスリート指導者からのヒアリング  
上村春樹（（財）全日本柔道連盟専務理事）  
金子正子（（財）日本水泳連盟シンクロ委員会委員長）
- 第8回（平成20年3月11日（火））
  - ・ スポーツ組織の経営についてのヒアリング  
大坪正則（帝京大学教授）
  - ・ アンチドーピングについてのヒアリング  
河野一郎（筑波大学教授、日本アンチドーピング機構理事長）

- 第9回（平成20年3月25日（火））
  - ・ パラリンピック関係者からのヒアリング  
河合純一（パラリンピック水泳メダリスト、中学校教諭）  
中森邦男（（財）日本障害者スポーツ協会  
日本パラリンピック委員会事務局長）
- 第10回（平成20年4月8日（火））
  - ・ 企業関係者からのヒアリング  
井口武雄（三井住友海上火災保険（株）常任顧問）
  - ・ トップレベル競技者のセカンドキャリアについてのヒアリング  
井原正巳（サッカー指導者、元サッカー日本代表選手）
- 第11回（平成20年4月22日（火））
  - ・ スポーツ産業関係者からのヒアリング  
上治丈太郎（ミズノ（株）専務取締役）  
鶴田友晴（（株）電通上席常務執行役員）
- 第12回（平成20年5月13日（火））
  - ・ オリンピック競技大会の誘致についてのヒアリング  
石原慎太郎（東京都知事）
- 第13回（平成20年5月20日（火））
  - ・ 企業関係者からのヒアリング  
張富士夫（トヨタ自動車株式会社社長）
- 第14回（平成20年5月27日（火））
  - ・ （財）日本水泳連盟からのヒアリング  
佐野和夫（（財）日本水泳連盟副会長・専務理事）
  - ・ 中間報告案について
- 第15回（平成20年6月3日（火））
  - ・ 中間報告案について
- 第16回（平成20年6月10日（火））
  - ・ 中間報告案について